

船舶事故等調査報告書

平成23年12月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011門第123号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成23年7月31日 06時25分ごろ	
発生場所	大分県姫島村姫島東方沖 姫島灯台から真方位075°3,800m付近 (概位 北緯33°44.4′ 東経131°44.4′)	
事故等調査の経過	平成23年8月31日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 A船から情報を入手することができなかった。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 ^{フユアン} FU YUAN（カンボジア王国籍）、1,402トン 8622206（IMO番号）、WEALTH REACH SHIPPING LIMITED B 漁船 ^{ほうりょう} 豊漁丸、4.8トン OT3-27702（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 航海士A（一等航海士）（インドネシア共和国籍）、外国免状（詳細不明） B 船長B、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 右舷外板擦過傷 B 船首部圧損	
事故等の経過	A船は、船長、航海士Aほか8人が乗り組み、航海士Aが、船橋当直に就いて姫島東方沖を北西進中、平成23年7月31日06時25分ごろ、B船が右舷船首至近に迫ってきたので、汽笛を吹鳴し、減速して左舵一杯としたが間に合わず、A船の右舷中央部とB船の船首部とが衝突した。 B船は、車えび漁を終え、姫島東方沖を針路約270°（真方位）及び約4～5ノットの速力で自動操舵により航行中、船長Bが、操舵室前方にある魚倉でえびの選別作業をしていたとき、左舷方から至近に迫ってきたA船に気づき、操舵室に駆け込んで機関の操作をしようと思ったが間に合わず、06時25分ごろB船の船首部とA船の右舷中央部とが衝突した。 B船は、衝突後、A船を追い掛けたが、A船が止まることなく航行を続けた。 船長Bは、翌8月1日08時30分ごろ海上保安庁に通報した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風速 約2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏	
その他の事項	航海士Aは、A船が8月23日に茨城県鹿島港に入港した際、海上保安庁に逮捕され、9月16日にインドネシア共和国に強制送還された。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、姫島東方沖を北西進中、航海士Aが、船橋当直に就き、衝突直前まで針路及び速力を保

		<p>持して航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>航海士Aは、適切な見張りを行っていなかった可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、姫島東方沖を自動操舵により西進中、船長Bが、漁獲物の選別作業を行い、適切な見張りを行っていなかったことから、衝突直前に左舷側から接近するA船に気付き、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、姫島東方沖において、A船が北西進中、B船が西進中、航海士Aが衝突直前まで針路及び速力を保持して航行し、また、船長Bが適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	